

(案)

請

書

収 入
印 紙

契約事項	建築基準法第 1 2 条等に基づく建築物等点検業務委託（第一機動隊ほか）
契約金額	金 円 (うち消費税額 金 円を含む)
契約内容	第一機動隊、第二機動隊、第三機動隊、警察学校における建築基準法第 1 2 条及び官公庁施設の建設等に関する法律第 1 2 条に基づく建築物、建築設備及び防火設備の点検業務一式

上記の契約事項等は、次の条件に従ってお願いいたします。

- | | |
|-----------------|---|
| 1 契約履行期限 | 令和 8 年 3 月 2 5 日 |
| 2 委託場所 | 千葉市美浜区、千葉市稲毛区、柏市、東金市 |
| 3 履行期限の遅延による賠償金 | 契約金額に対して履行期限の翌日より起算して、遅延 1 日につき契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 2 9 条第 1 項の規程に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日で換算する。）を乗じて計算した額とする。 |
| 4 支払条件 | 履行後適法な支払請求書を提出した日から 3 0 日以内とする。 |
| 5 支払遅延利息 | 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に定めるところによる。 |
| 6 契約解除に対する違約金 | 本契約を履行しないときは契約金額の 1 0 分の 1 に相当する金額を徴収して解除する。 |

令和 7 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉県警察会計担当官
青山 彩子 殿

住 所
会 社 名
代表者名

仕 様 書

1 業務委託の名称

建築基準法第12条等に基づく建築物等点検業務委託(第一機動隊ほか)

2 業務委託場所

- (1) 第一機動隊 千葉市美浜区
- (2) 第二機動隊 千葉市稲毛区
- (3) 第三機動隊 柏市
- (4) 警察学校 東金市

3 委託期限

契約締結日から令和8年3月25日

4 委託内容

点検対象の建築物は、別紙1-1「点検対象施設一覧表」とし、点検内容は以下による。点検項目の詳細は別紙1-2「業務内容区分表」による。ただし、点検項目のうち、当該施設に該当する点検項目がない場合は除外する。

- (1) 建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に基づく建築物の敷地及び構造の点検。
- (2) 建築基準法第12条第4項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第2項に基づく建築設備及び防火設備の点検。
- (3) 本点検の実施にあたり、最新の法令等による点検となるように留意すること。

5 点検実施者の資格

点検実施者は、当該点検に必要な次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 一級建築士(全ての点検業務が可能)
- (2) 二級建築士(全ての点検業務が可能)
- (3) 建築基準法施行規則第6条の6に規定する次の資格者証を有する者
 - ア 特定建築物調査員資格者証(建築物の敷地及び構造の点検が可能)
 - イ 建築設備検査員資格者証(建築設備及び防火設備の点検が可能)
 - ウ 防火設備検査員資格者証(防火設備の点検が可能)

6 提出物

- (1) 受注者は、業務実施前に作業工程表及び作業員名簿を発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、点検実施後、次のとおり発注者に点検結果報告書を提出すること。提出にあつては、紙媒体(A4版ファイル綴じ)及び文書データを格納した電子媒体(CD-R)を各1部提出すること。
 - ア 点検記録

※別紙２「報告書関係一覧表」のとおり

イ 建築物及びその付帯設備に支障が認められる場合の修繕見積額の一覧表(施設毎)

※適宜の様式による

ウ 支障が認められる場合の修繕箇所の写真

※適宜の様式による

エ 点検状況を記録した業務写真帳（実施日入り）

※適宜の様式による

7 完成検査

受注者は、業務を完了したときは提出書類をもとに完成検査を受けること。

8 一般事項

- (1) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は設備機器に付属されて設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、この契約により知り得た施設及び警察活動の情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、この契約により提供を受けた資料について複写・複製を禁止する。ただし、この契約の履行のため複写・複製を真に必要とする場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項であっても、受注者が目的上当然行わなければならない事項に気付いた場合は、受注者はその旨を発注者に報告し、受注者において充足するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

別紙1－1 点検対象施設一覧表

点検対象施設概要	施設名	警察学校							第一機動隊				第二機動隊						第三機動隊				
	住所	東金市土農田2 8－1							千葉市美浜区豊砂 8				千葉市稲毛区長沼原町 8 5 0						柏市柏の葉 6－3－3				
	建物名	生徒寮（男子）	道場棟	炊食浴棟	射撃場	浴場棟（女子）	大教場	生徒寮（女子）	炊食棟	道場	車庫	倉庫	武道棟	食堂（炊食棟）	車庫	車庫	倉庫	待機寮	厚生棟	宿泊棟	車庫棟 1	車庫棟 2	倉庫棟
	構造	RC-4	RC-2	RC-2	RC-1	RC-2	RC-2	RC-4	RC-2	RC-2	S-1	S-2	RC-2	RC-1	S-1	S-1	S-2	RC-5	RC-1	RC-4	S-1	S-2	S-2
	建築年月日	S61.3.31	S61.3.31	S61.3.31	S61.3.31	H16.5.19	H20.3.10	H28.3.11	H2.3.30	H2.3.30	H2.3.30	H11.2.25	S51.3.19	S51.3.19	S51.3.19	H6.7.26	H11.2.25	H23.10.7	H10.9.2	H10.9.2	H10.9.2	H10.9.2	H16.12.24
	延床面積(m) ² ※国有財産	4,361.55	1,547.15	2,463.06	1,516.61	543.10	751.15	2,374.07	661.34	1,273.09	346.98	312.34	936.00	405.59	492.00	491.40	302.00	2,845.55	806.30	5,340.77	475.87	784.01	302.50
	外壁面積(m) ² ※概算	2,520.00	1,428.82	1,081.60	1,243.20	529.72	801.30	2,006.05	770.69	1,321.08	456.16	338.73	822.36	278.64	530.00	567.60	327.18	3,325.01	524.00	3,861.60	515.00	927.62	327.18
	用途	寄宿舎	道場	食堂・浴場	事務所等	浴場	事務所等	寄宿舎	食堂	道場	自動車車庫	倉庫	道場	食堂	自動車車庫	自動車車庫	倉庫	寄宿舎	食堂・浴場	寄宿舎	自動車車庫	自動車車庫	倉庫
	＊：建基法別表第一（い）に該当	＊	＊	＊		＊		＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊	＊
参考	建築物	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
	建築設備	有	有	有	有	有	有	有	有	有	-	-	有	有	-	-	-	有	有	有	-	有	-
	防火設備	有	-	-	-	-	-	有	-	-	-	-	-	-	-	-	-	有	有	有	-	有	-
	昇降機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

別紙1－2 業務内容区分表

根拠法令	点検部位	周期	実施する点検内容の詳細		警察学校						第一機動隊				第二機動隊						第三機動隊				
			点検対象施設設備の下に○印等のある項目の点検を行う		生徒寮（男子）	道場棟	炊食浴棟	射撃場	浴場棟（女子）	大教場	生徒寮（女子）	炊食棟	道場	車庫	倉庫	武道棟	食堂（炊食棟）	車庫	車庫	倉庫	待機寮	厚生棟	宿泊棟	車庫棟 1	車庫棟 2
第1 官公法第212条の点検	敷地及び構造	3年以内ごと	平成20年度国土交通省告示第1350号の点検を実施する。 （常時閉鎖している防火扉等の点検含む） ただし、外装仕上げ材等の点検方法は以下による。					○		○															
			等 外 の 装 点 仕 検 上 方 げ 法 材	手の届く範囲をテストハンマー等による打診、その他部分は双眼鏡等を使用し目視で確認する。（3年に1回）				○		○															
				落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分赤外線調査及び打診併用により全面的に確認する。（10年に1回）				-		-															
	設備	1年以内ごと	平成20年度国土交通省告示第1351号 別表第1 から別表第4 の点検を実施する。 （防火ダンパーを含む）（昇降機を除く）					○		○															
	設備	1年以内ごと	平成20年度国土交通省告示第1351号 別表第5 の点検を実施する。					-		-															
第2 建基法第412条の点検	敷地及び構造	3年以内ごと	平成20年度国土交通省告示第282号の点検を実施する。 （常時閉鎖している防火扉等の点検含む） ただし、外装仕上げ材等の点検方法は以下による。		-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
			等 外 の 装 点 仕 検 上 方 げ 法 材	手の届く範囲をテストハンマー等による打診、その他部分は双眼鏡等を使用し目視で確認する。（3年に1回）	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				落下により歩行者等に危害を加える恐れのある部分を赤外線調査及び打診併用により全面的に確認する。（10年に1回）	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	設備	1年以内ごと	平成20年度国土交通省告示第285号の点検を実施する。 （防火ダンパーを含む）（昇降機を除く）		○	○	○		○	○	○	-	-	○	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	
	設備	1年以内ごと	平成28年度国土交通省告示第723号の点検を実施する。		○	-	-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	○	-	

別紙２ 報告書関係一覧表

点検区分	報告関係書類 の名称	様式番号等	備考
敷地及び 構造	報告書	第三十六号の二様式	建築基準法施行規則 別記様式
	報告概要書	第三十六号の三様式	建築基準法施行規則 別記様式
	調査結果表	別記	告示第２８２号による
	調査結果図	別添１様式	告示第２８２号による
	関係写真	別添２様式	告示第２８２号による
建築設備 (昇降機 を除く)	報告書	第三十六号の六様式	建築基準法施行規則 別記様式
	報告概要書	第三十六号の七様式	建築基準法施行規則 別記様式
	検査結果表	別記第１号(換気設備) 別記第２号(排煙設備) 別記第三号(非常用の照明設備) 別記第三号(給水設備及排水設備)	告示第２８５号による
	評価表 測定表 記録表	別表１ 換気状況評価表 別表２ 換気風量測定表 別表３ 排煙風量測定記録表 別表３－２ 排煙風量測定記録表 給気式(特殊な構造の排煙設備) 別表３－３ 排煙風量測定記録表 加圧式(加圧防排煙設備) 別表４ 非常用の照明装置の照度測定表	告示第２８５号による
	関係写真	別添２様式	告示第２８５号による
防火設備	報告書	第三十六号の八様式	建築基準法施行規則 別記様式
	報告概要書	第三十六号の九様式	建築基準法施行規則 別記様式
	検査結果表	別記第一号(防火扉) 別記第二号(防火シャッター)	告示第７２３号による
	検査結果図	別添１様式	告示第７２３号による
	関係写真	別添２様式	告示第７２３号による

注記：

- ・ 国家機関の建築物においては特定行政庁への報告義務はない。
- ・ 報告書、報告概要書、結果表以外は必要に応じて作成すること。点検結果表について、点検対象を有しない建物については作成不要とする。
- ・ 官公法１２条に基づく点検の報告書は、建基法１２条に基づく報告書等に準じて作成する。

参考 委 託 名 建築基準法第 1 2 条等に基づく建築物等点検業務委託(第一機動隊ほか) 委 託 場 所 千葉県美浜区、千葉県稲毛区、柏市、東金市 委 託 内 容 第一機動隊、第二機動隊、第三機動隊、警察学校における建基法第 1 2 条及び官公法第 1 2 条に基づく建築物、建築設備及び防火設備の点検業務一式			

内 訳 書

名 称		数 量	単 位	金 額 (円)	参 考
第一機動隊	千葉市美浜区豊砂8				
点検業務	4棟 炊食棟、道場、車庫、倉庫	1	式		全棟、機械排煙設備なし
第二機動隊	千葉市稲毛区長沼原町850				
点検業務	6棟 武道棟、食堂(炊食棟)、車庫1、 車庫2、倉庫、待機寮	1	式		全棟、機械排煙設備なし 防火戸9 シャッター4
第三機動隊	柏市柏の葉6-3-3				
点検業務	5棟 厚生棟、宿泊棟、車庫棟1、車庫 棟2、倉庫棟	1	式		全棟、機械排煙設備なし 防火戸20 ダンパー6 シャッター4
警察学校	東金市土農田28-1				
点検業務	7棟 生徒寮(男子)、道場棟、炊食浴 棟、射撃場、浴場棟(女子)、大教場、 生徒寮(女子)	1	式		全棟、機械排煙設備なし 防火戸12 ダンパー6
	小計				
	消費税				10%
	合計				